

○広島大学大学院スキルアップ科目に関する細則

(令和2年3月25日理事(教育担当)決裁)

広島大学大学院スキルアップ科目に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号)第25条第5項の規定に基づき、広島大学大学院の授業科目のうち、研究科又は研究科等連係課程実施基本組織(以下「研究科等」という。)の学生がスキル向上を目的として履修できる授業科目(以下「スキルアップ科目」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(授業科目及び単位数等)

第2条 スキルアップ科目として開設する授業科目、単位数等は、別表のとおりとする。

2 授業時間割及び履修方法等は、学年の始めに発表する。

(単位数の計算の基準)

第3条 各スキルアップ科目の単位数は、授業の方法に応じ、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習は、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験及び実習については、30時間の授業をもって1単位とする。

2 一の授業科目について、講義、演習、実験又は実習のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前項に規定する基準を考慮して理事(教育・平和担当)が定める時間の授業をもって1単位とする。

(開設)

第4条 スキルアップ科目は、センター等(附置研究所、教育本部、国際高等研究所、全国共同利用施設、学内共同教育研究施設又は理事室に置くセンター若しくは室をいう。以下同じ。)が開設できるものとする。

2 スキルアップ科目を開設しようとするセンター等は、その授業計画を作成し、理事(教育・平和担当)の承認を得るものとする。

(履修手続)

第5条 学生は、スキルアップ科目を履修しようとする場合は、毎学期指定する期間に所定の手続をしなければならない。

2 前項の規定による手続をしない者は、履修を認めない。ただし、特別の事由がある場合に限り、当該スキルアップ科目担当教員の承認を得て、履修を認めることがある。

(単位の取扱い)

第6条 学生が修得したスキルアップ科目の単位は、所属する研究科等の履修基準により、当該研究科等の修了要件単位に算入することができる。

(雑則)

第7条 この細則に定めるもののほか、スキルアップ科目に関し必要な事項は、理事(教育・平和担当)が定める。

附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

(略)

附 則

- 1 この細則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和5年度以前に入学した学生のスキルアップ科目の授業科目については、この細則による改正後の広島大学大学院スキルアップ科目に関する細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表(第2条第1項関係)

科目区分	授業科目	単位数	開設センター等	
専門教育科目	プレ・アカデミック・イングリッシュⅡ	2	外国語教育研究センター	
	アカデミック・ライティングⅠ	2		
	アカデミック・プレゼンテーションⅠ	2		
	アドバンスト・イングリッシュⅠ	2		
	中国語教育カリキュラム開発論Ⅰ	1		
	中国語教育カリキュラム開発論Ⅱ	1		
	中国語教育カリキュラム開発論Ⅲ	1		
	中国語教育カリキュラム開発論Ⅳ	1		
	論文英語修辞学演習	2		ライティングセンター
	論文英語修辞学Ⅰ	1		
学術文章の書き方とその指導法—大学教員を目指して—	2			
Research Design, Writing and Presentation: Advanced English Literacies	2			
Pedagogical Approaches for English Academic Reading and Writing	1			
Critical Reading of English and Multimodality	2			
Self-directed Learning of Academic English and Disciplinary Literacies	1			
Career management course by female researchers	1	教育本部		
大学教員養成講座基礎	2	教育学習支援センター		
Introduction to topology	2	持続可能性に寄与するキラル		

	Introduction to homotopy theory & its applications to physical systems	2	ノット超物質国際研究所
	e-start Chiral Sciences	1	
	Chiral Knot Special Lectures	1	